第210期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

（計算書類）

株主資本等変動計算書・・・・・ 1

個別注記表・・・・・・・・・・・ 3

（連結計算書類）

連結株主資本等変動計算書・・・12

連結注記表・・・・・・・・・・・14

（ 平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで ）

株式会社大分銀行

上記の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（http://www.oitabank.co.jp/company/kabunushi/soukai/kabunushi_soukai.html）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

第210期 （平成27年4月 1日から 平成28年3月31日まで） 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	19,598	10,582	—	10,582	10,431	109	83,830	10,172	104,543
当期変動額									
剰余金の配当								△1,162	△1,162
当期純利益								9,093	9,093
自己株式の取得									
自己株式の処分			40	40					
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動額						2		△2	—
別途積立金の積立							8,000	△8,000	—
土地再評価差額金の取崩								82	82
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	40	40	—	2	8,000	11	8,014
当期末残高	19,598	10,582	40	10,623	10,431	112	91,830	10,184	112,557

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△3,552	131,171	40,301	△1,157	9,158	48,301	123	179,596
当期変動額								
剰余金の配当		△1,162						△1,162
当期純利益		9,093						9,093
自己株式の取得	△7	△7						△7
自己株式の処分	1,184	1,225						1,225
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動額		―						―
別途積立金の積立		―						―
土地再評価差額金の取崩		82						82
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△8,052	△3	170	△7,885	7	△7,877
当期変動額合計	1,176	9,231	△8,052	△3	170	△7,885	7	1,354
当期末残高	△2,375	140,403	32,248	△1,161	9,329	40,416	130	180,951

個　別　注　記　表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（２）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　５年～31 年

その他　　５年～20 年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　平成24年７月４日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除

し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

（２）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（３）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

（４）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認めた額を計上しております。

７．ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号　平成 14 年２月 13 日。以下、「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

８．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における退職給付に係る会計処理の方法と異なっております。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号　平成 25 年９月 13 日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成 25 年９月 13 日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類等に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類等に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．関係会社の株式及び出資金総額　　7,622 百万円

２．貸出金のうち、破綻先債権額は 2,368 百万円、延滞債権額は 52,891 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1,791 百万円であります。

なお､貸出条件緩和債権とは､債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として､金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 57,051 百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 7,809 百万円であります。

７．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	173,765 百万円

担保資産に対応する債務

預金	17,198 百万円
債券貸借取引受入担保金	107,972 百万円
借用金	20,000 百万円

上記のほか､為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として､有価証券等 37,504 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 375 百万円が含まれております。

８．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 580,201 百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 566,218 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

９．土地の再評価に関する法律（平成 10 年３月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成 10 年３月 31 日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年３月 31 日公布政令第 119 号）第２条第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計との差額　12,073 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額　35,359 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,970 百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は 10,485 百万円であります。

13. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　８百万円

14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額　158 百万円

15. 関係会社に対する金銭債権総額　7,341 百万円

16. 関係会社に対する金銭債務総額　11,778 百万円

（損益計算書関係）

１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	65 百万円
役務取引等に係る収益総額	78 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	29 百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	１百万円
役務取引等に係る費用総額	－百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,585 百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

２.「特別損失」には、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、県内外の遊休資産及び売却予定資産について 199 百万円の減損損失を計上しております。
　上記、減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、土地 152 百万円、建物 23 百万円、その他の有形固定資産 23 百万円（所有土地６百万円、所有建物 17 百万円）であります。
　稼動資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、県内においては連携して営業を行っているためブロック単位）をグルーピングの単位として取り扱っております。
　また、遊休資産及び売却予定資産については、各々独立した単位として取り扱っております。
　回収可能価額の算定は、正味売却価額によっております。正味売却価額は、資産又は資産グループの不動産鑑定価額からその処分費用見込額を控除して算定しております。
３．関連当事者との間の取引
（１）子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	大分保証サービス株式会社	所有 直接 90.0% 間接 10.0%	役員の兼任	住宅ローン・消費者ローンの債務保証	303,446	―	―

（注）１．取引金額及び期末残高には、消費税等は含まれておりません。
　　２．取引条件及び取引条件の決定方針等
　　債務保証については、一般取引と同様な条件で行っております。
　　３．取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

（２）役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社玉の湯	由布市	30	観光旅館	―	銀行取引	融資	19	貸出金	30
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社玉の湯産業	由布市	2	不動産賃貸業	―	銀行取引	融資	123	貸出金	114

（注）１．取引金額及び期末残高には、消費税等は含まれておりません。
　　２．取引条件及び取引条件の決定方針等
　　一般取引と同様な条件で行っております。
　　３．当行取締役　桑野和泉氏及びその近親者が株式会社玉の湯及び株式会社玉の湯産業の議決権の 100%を所有しております。
　　４．取引金額は平均残高を記載しております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項　（単位：千株）

		当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式						
	普通株式	7,987	15	2,770	5,233	（注）
	合　計	7,987	15	2,770	5,233	

（注）１．自己株式の増加 15 千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
２．自己株式の減少 2,770 千株は、大分リース株式会社の完全子会社化に伴う株式交換による割当（2,146 千株）及び従業員持株 ESOP 信託から従業員持株会への当行株式の売却等によるものであります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成28年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

２．満期保有目的の債券（平成 28 年３月 31 日現在）

該当ありません。

３．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成 28 年３月 31 日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	―	―	―
関連法人等株式	―	―	―
合　計	―	―	―

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	7,622
関連法人等株式	―
合　計	7,622

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

４．その他有価証券（平成 28 年３月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	46,867	30,144	16,722
	債　券	678,774	660,872	17,901
	国　債	269,019	260,753	8,266
	地方債	105,095	101,995	3,099
	短期社債	―	―	―
	社　債	304,659	298,123	6,536
	その他	250,021	235,359	14,662
	小　計	975,663	926,376	49,286
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	5,344	5,798	△454
	債　券	15,882	15,927	△44
	国　債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社　債	15,882	15,927	△44
	その他	97,159	99,982	△2,822
	小　計	118,386	121,708	△3,321
合　計		1,094,049	1,048,085	45,964

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株　式	2,125
その他	2,290
合　計	4,416

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

５．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成 27 年４月１日 至 平成 28 年３月 31 日）

該当ありません。

６．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成 27 年４月１日 至 平成 28 年３月 31 日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株　式	14,117	3,681	469
債　券	22,544	254	0
国　債	15,699	227	―
地方債	3,011	11	―
短期社債	―	―	―
社　債	3,833	14	0
その他	15,537	488	426
合　計	52,200	4,424	896

７．保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

８．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、

当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における時価のある有価証券の減損処理は、該当ありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて 50%程度以上下落した場合であります。また、時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落した場合は、金融商品会計に関する実務指針に基づき当行が制定した基準に該当するものを時価が「著しく下落した」と判断しております。

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（平成 28 年３月 31 日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	4,572	△427

２．満期保有目的の金銭の信託（平成 28 年３月 31 日現在）

該当ありません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 28 年３月 31 日現在）

該当ありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	8,331	百万円
減価償却費	1,734	
退職給付引当金	1,201	
その他	3,859	
繰延税金資産小計	15,126	
評価性引当額	△6,450	
繰延税金資産合計	8,675	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△13,716	
退職給付信託設定益	△1,599	
その他	△49	
繰延税金負債合計	△15,365	
繰延税金負債の純額	△6,689	百万円

２．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.0%から、平成28年４月１日及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産は423百万円減少（繰延税金負債は807百万円減少）し、その他有価証券評価差額金は720百万円増加し、法人税等調整額は309百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は253百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	1,150 円 23 銭

なお、１株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式については、自己名義所有株式分を控除して算定しております。

１株当たりの当期純利益金額	58 円 70 銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	50 円 73 銭

なお、１株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株 ESOP 信託が所有する自己株式（当事業年度 285 千株）を控除し算定しております。

第210期 （平成27年4月 1日から 平成28年3月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資　本　金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,598	10,745	111,806	△3,552	138,597
当期変動額					
剰余金の配当			△1,162		△1,162
親会社株主に帰属する当期純利益			9,736		9,736
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分		40		1,184	1,225
土地再評価差額金の取崩			82		82
連結子会社株式の追加取得による持分の増減		3,023			3,023
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	3,064	8,657	1,176	12,898
当期末残高	19,598	13,809	120,463	△2,375	151,495

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合　計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土　地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	40,340	△1,157	9,158	△234	48,106	123	4,773	191,601
当期変動額								
剰余金の配当								△1,162
親会社株主に帰属する当期純利益								9,736
自己株式の取得								△7
自己株式の処分								1,225
土地再評価差額金の取崩								82
連結子会社株式の追加取得による持分の増減								3,023
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△8,061	△3	170	△3,741	△11,635	7	△4,723	△16,350
当期変動額合計	△8,061	△3	170	△3,741	△11,635	7	△4,723	△3,452
当期末残高	32,279	△1,161	9,329	△3,975	36,471	130	50	188,148

連　結　注　記　表

連結計算書類の作成方針

１．連結の範囲に関する事項

（１）連結される子会社及び子法人等　９社

会社名

大銀ビジネスサービス株式会社
大銀スタッフサービス株式会社
大銀アカウンティングサービス株式会社
大分リース株式会社
株式会社大分カード
大分保証サービス株式会社
大銀コンピュータサービス株式会社
株式会社大銀経済経営研究所
大分ベンチャーキャピタル株式会社

（２）非連結の子会社及び子法人等　９社

会社名

大分ブイシーサクセスファンド三号投資事業有限責任組合
大分ブイシーサクセスファンド四号投資事業有限責任組合
大分ブイシープラムファンド二号投資事業有限責任組合
九州中小企業支援ファンド投資事業有限責任組合
おおいた自然エネルギーファンド投資事業有限責任組合
おおいたＰＯＲＴＡファンド投資事業有限責任組合
おおいた農林漁業事業化支援ファンド投資事業有限責任組合
おおいた中小企業成長ファンド投資事業有限責任組合
おおいた農業法人育成ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

（１）持分法適用の非連結の子会社及び子法人等並びに持分法適用の関連法人等

該当ありません。

（２）持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに持分法非適用の関連法人等　９社

会社名

大分ブイシーサクセスファンド三号投資事業有限責任組合
大分ブイシーサクセスファンド四号投資事業有限責任組合
大分ブイシープラムファンド二号投資事業有限責任組合
九州中小企業支援ファンド投資事業有限責任組合
おおいた自然エネルギーファンド投資事業有限責任組合
おおいたＰＯＲＴＡファンド投資事業有限責任組合
おおいた農林漁業事業化支援ファンド投資事業有限責任組合
おおいた中小企業成長ファンド投資事業有限責任組合
おおいた農業法人育成ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

３．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

３月末日　　９社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

会計方針に関する事項

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
２．有価証券の評価基準及び評価方法
（１）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
（２）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
４．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　５年～31 年
その他　　５年～20 年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、主として定率法により償却しております。
（２）無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
（３）リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
５．貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　平成 24 年７月４日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

６．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

７．役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等において役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

８．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認めた額を計上しております。

９．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. リース取引の処理方法

（貸手側）

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時にその他業務収益とその他業務費用を計上する方法によっております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号　平成 14 年２月 13 日。以下、「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

連結される子会社及び子法人等はヘッジ会計を行っておりません。

13. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年９月 13 日。以下、「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第 22 号 平成 25 年９月 13 日。以下、「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第７号 平成 25 年９月 13 日。以下、「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社及び子法人等に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(４)、連結会計基準第44－５項(４)及び事業分離等会計基準第 57－４項(４)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は 3,023 百万円減少し、当連結会計年度末の資本剰余金は 3,023 百万円増加しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．貸出金のうち、破綻先債権額は 2,615 百万円、延滞債権額は 53,288 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

２．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

３．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額 1,858 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

４．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 57,763 百万円であります。

なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

５．手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 7,838 百万円であります。

６．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	173,765 百万円
リース債権及びリース投資資産	1,088 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	17,198 百万円
債券貸借取引受入担保金	107,972 百万円
借用金	20,765 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券等 37,504 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 390 百万円が含まれております。

７．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 590,436 百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 576,436 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

８．土地の再評価に関する法律（平成 10 年３月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成 10 年３月 31 日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年３月 31 日公布政令第 119 号）第２条第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計との差額　12,073百万円

９．有形固定資産の減価償却累計額　36,368 百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,970 百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は 10,485 百万円であります。

12. 当行の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　８百万円

13. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額　158 百万円

（連結損益計算書関係）

１．「その他の経常収益」には、株式等売却益 3,875 百万円を含んでおります。

２．「その他の経常費用」には、株式等売却損 469 百万円、株式等償却 158 百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額 421 百万円を含んでおります。

３．「特別損失」には、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、県内外の遊休資産及び売却予定資産について 199 百万円の減損損失を計上しております。

上記、減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、土地 152 百万円、建物 23 百万円、その他の有形固定資産 23 百万円（所有土地６百万円、所有建物 17 百万円）であります。

稼動資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、県内においては連携して営業を行っているためブロック単位）をグルーピングの単位として取り扱っております。

また、遊休資産及び売却予定資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっております。正味売却価額は、資産又は資産グループの不動産鑑定価額からその処分費用見込額を控除して算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	162,436	―	―	162,436	
合　計	162,436	―	―	162,436	
自己株式					
普通株式	7,987	15	2,770	5,233	（注）
合　計	7,987	15	2,770	5,233	

（注）１．自己株式の増加 15 千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
２．自己株式の減少 2,770 千株は、大分リース株式会社の完全子会社化に伴う株式交換による割当（2,146 千株）及び従業員持株 ESOP 信託から従業員持株会への当行株式の売却等によるものであります。

２．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					130	
合　計		―					130	

３．配当に関する事項

（１）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成 27 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	619	4.00	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 25 日
平成 27 年 11 月 9 日 取締役会	普通株式	542	3.50	平成 27 年 9 月 30 日	平成 27 年 12 月 10 日
合　計		1,162			

（注）１．平成 27 年 6 月 24 日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株 ESOP 信託が所有する株式に対する配当金１百万円を含んでおります。
２．平成 27 年 11 月 9 日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株 ESOP 信託が所有する株式に対する配当金１百万円を含んでおります。

（２）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成 28 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	550	利益剰余金	3.50	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 29 日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当行は、預金の受入れ、資金の貸付又は手形の割引、有価証券の引受けや売買等の金融商品の取扱いを主たる業務としていることから、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を多額に有しております。そのため、金利変動による不利な影響が生じないようＡＬＭ（資産負債総合管理）を実施し、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

また、連結される子会社及び子法人等には、リース業務やクレジットカード業務などの金融商品の取扱いを主たる業務としている子会社があります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当行並びに連結される子会社及び子法人等が保有する金融資産の主なもののうち、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しておりますが、それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なもののうち、預金や借入金は、一定の環境の下では市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引のうち、金利関連の金利スワップ取引は、ＡＬＭによるリスクヘッジの目的で行っております。主に将来の金利上昇リスクに備えて、長期固定金利の貸出、債券等をヘッジ対象として受取変動・支払固定の金利スワップ取引をヘッジ手段として行っております。

通貨関連の通貨スワップ取引、為替予約取引及びクーポンスワップ取引は、主に外貨建債権債務の為替相場変動リスク回避のためのヘッジ目的で行っております。

債券関連の債券先物取引は、主に自己売買業務として行っております。

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、業種別監査委員会報告第 24 号に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、連結される子会社及び子法人等においては、デリバティブ取引を行っておりません。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行は、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」等諸規程に従い、貸出業務に限らず、市場取引やオフバランス資産を含めた、銀行業務に係る全ての信用リスクを管理対象として、個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、信用情報管理、内部格付制度、経営改善支援や延滞管理・債権回収等問題債権への対応など与信管理に関する態勢を整備し運営しております。また、連結される子会社及び子法人等においても、各社の信用リスク管理規程等諸規程に従って、信用リスクを適切に管理する態勢を整備し運営しております。

これらの信用リスク管理は、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用リスク管理部署（審査部署、与信管理部署、問題債権の管理部署など）において行われ、信用リスクの状況や問題点等

は信用リスク管理の統括部署である当行のリスク統括部が一体として管理しております。
なお、与信監査については、融資部並びに連結される子会社及び子法人等の信用リスク管理部署における信用リスク管理状況の適切性について、監査部署がチェックを行う態勢としております。

②市場リスクの管理

当行は、「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理規程」に基づき、預貸金取引、市場取引及びオフバランス取引を含めた全ての市場リスクを管理対象として、市場リスク管理に関する態勢を整備し運営しております。預貸金に係る市場リスク管理についてはＡＬＭ部署、市場取引に係る市場リスク管理については市場関連部署を中心に管理を行っております。市場リスク管理の統括部署であるリスク統括部はモニタリングを実施し、リスク量の状況、ストレステストの実施結果等についてＡＬＭ・統合的リスク管理委員会に報告を行っております。また、連結される子会社及び子法人等においても、各社のリスクプロファイルに応じて市場リスク管理方針・規程等を含め、市場リスクを適切に管理する態勢を整備し運営しております。

これらの市場リスク管理は、当行並びに連結される子会社及び子法人等の市場リスク管理部署において行われ、市場リスクの状況や問題点等は市場リスク管理の統括部署である当行のリスク統括部にて管理しております。

なお、市場リスク管理の監査については、リスク統括部等における市場リスク管理状況の適切性について、監査部署がチェックを行う態勢としております。

（市場リスクに係る定量的情報）

当行において主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券(満期保有目的の債券及びその他有価証券)」、「預金及び譲渡性預金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。

これらの金融資産及び金融負債について、統計学的な手法により一定期間（詳細は後述保有期間参照）後の損失額を推計して市場リスク量とし、金利及び価格変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該損失額の推計には VaR を使用しております。

VaR の算出には、ヒストリカル・シミュレーション法を採用しております。前提条件は、観測期間 1,250 営業日、信頼区間 99%、保有期間は政策投資株式のみ 125 営業日とし、それ以外は 60 営業日としております。

平成 28 年３月 31 日現在で当行の主たる金融商品の市場リスク量（損失の推計値）は、31,847 百万円であり、内訳は、有価証券 21,759 百万円、預貸金等（有価証券以外）10,087 百万円となっております。

当行では、モデルが算出する VaR と実際の損益を比較するバックテスティングを実施しております。平成 27 年度に関して実施したバックテスティングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えられます。

但し、VaR 計測は統計的な仮定に基づいて算定したものであり、前提条件や算定方法等によって異なる値となる点や最大損失額の予測を意図するものではない点、及び将来の市場の状況は過去とは大幅に異なることがある点に注意を要します。

なお、金額等から影響が軽微な一部の金融商品並びに連結される子会社及び子法人等の金融商品につきましては、定量的分析を実施しておりません。

③流動性リスクの管理

当行は、「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき、流動性リスクの管理を行っております。日常的には、市場金融部で資金繰り管理が行われ、管理部署であるリスク統括部はモニタリングを実施し、その状況や支払準備資産等の状況、ストレステストの実施結果等についてＡＬＭ・統合的リスク管理委員会に報告を行っております。

なお、流動性リスク管理の監査については、市場金融部及びリスク統括部における流動性リスク管理状況の適切性について、監査部署がチェックを行う態勢としております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年３月 31 日における主な金融商品の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）現金預け金	180,909	180,909	―
（２）有価証券			
満期保有目的の債券	198	205	6
その他有価証券	1,094,286	1,094,286	―
（３）貸出金	1,788,221		
貸倒引当金（＊１）	△25,513		
	1,762,708	1,781,456	18,748
資産計	3,038,103	3,056,858	18,754
（１）預金	2,607,210	2,607,337	127
（２）譲渡性預金	137,273	137,379	106
（３）債券貸借取引受入担保金	107,972	107,972	―
（４）借用金	29,801	29,801	―
負債計	2,882,258	2,882,492	233
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,055	6,055	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,669)	(1,669)	―
デリバティブ取引計	4,385	4,385	―

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金（3,344 百万円）及び個別貸倒引当金（22,168 百万円）を控除しております。

（＊２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　) で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金預け金

満期のない預け金及び満期のある短期の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある長期の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（２）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、年限に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

（３）貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（３ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

（１）預金、及び（２） 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（３ヵ月以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（３）債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（３ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（４）借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（３ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約、クーポンスワップ）、債券関連取引（債券先物）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（２）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
①　非上場株式（＊１）（＊２）	2,237
②　組合出資金（＊３）	5,328
合計	7,566

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度において、非上場株式について０百万円減損処理を行っております。

（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	146,728	―	―	―	―	―
有価証券（＊１）						
満期保有目的の債券	―	100	100	―	―	―
その他有価証券のうち満期があるもの	138,194	320,995	147,876	116,868	238,689	37,863
貸出金（＊２）	588,023	262,551	209,762	146,377	165,879	364,030
合　計	872,946	583,647	357,739	263,246	404,569	401,893

（＊１）有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表価額とは一致しておりません。

（＊２）貸出金のうち、破綻懸念先以下に対する債権等、償還予定額が見込めない 51,596 百万円は含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（＊）	2,349,292	191,895	63,757	1,943	321	―
譲渡性預金	121,474	15,798	―	―	―	―
借用金	22,761	4,298	1,538	963	239	―
合　計	2,493,528	211,992	65,295	2,906	561	―

（＊）預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成 28 年３月 31 日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

２．満期保有目的の債券（平成 28 年３月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	198	205	6
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社　債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小　計	198	205	6
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社　債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小　計	―	―	―
合　計		198	205	6

３．その他有価証券（平成 28 年３月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	47,030	30,223	16,806
	債　券	678,774	660,872	17,901
	国　債	269,019	260,753	8,266
	地方債	105,095	101,995	3,099
	短期社債	―	―	―
	社　債	304,659	298,123	6,536
	その他	250,021	235,359	14,662
	小　計	975,826	926,455	49,370
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	5,384	5,842	△458
	債　券	15,916	15,961	△44
	国　債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社　債	15,916	15,961	△44
	その他	97,159	99,982	△2,822
	小　計	118,460	121,785	△3,325
合　計		1,094,286	1,048,241	46,045

４．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成 27 年４月１日　至　平成 28 年３月 31 日）
該当ありません。

５．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成 27 年４月１日　至　平成 28 年３月 31 日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株　式	14,369	3,761	469
債　券	22,544	254	0
国　債	15,699	227	―
地方債	3,011	11	―
短期社債	―	―	―
社　債	3,833	14	0
その他	15,537	491	426
合　計	52,452	4,506	896

６．保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

７．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における時価のある有価証券の減損処理は、該当ありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて 50%程度以上下落した場合であります。また、時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落した場合は、金融商品会計に関する実務指針に基づき当行が制定した基準に該当するものを時価が「著しく下落した」と判断しております。

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（平成 28 年３月 31 日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	4,572	△427

２．満期保有目的の金銭の信託（平成 28 年３月 31 日現在）

該当ありません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 28 年３月 31 日現在）

該当ありません。

（ストック・オプション等関係）

1.ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費　55百万円

2.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	平成24年 ストック・ オプション	平成25年 ストック・ オプション	平成26年 ストック・ オプション	平成27年 ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を除く）９名	当行取締役（社外取締役を除く）10名	当行の取締役（非常勤取締役を除く）８名 執行役員８名	当行の取締役（非常勤取締役を除く）７名 執行役員７名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	当行普通株式 179,700株	当行普通株式 144,800株	当行普通株式 162,100株	当行普通株式 106,700株
付与日	平成24年８月６日	平成25年８月19日	平成26年８月18日	平成27年８月17日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成24年８月７日から平成54年８月６日まで	平成25年８月20日から平成55年８月19日まで	平成26年８月19日から平成56年８月18日まで	平成27年８月18日から平成57年８月17日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成24年 ストック・ オプション	平成25年 ストック・ オプション	平成26年 ストック・ オプション	平成27年 ストック・ オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	134,700	130,200	162,100	―
付与	―	―	―	106,700
失効	―	―	―	―
権利確定	61,300	49,700	58,700	―
未確定残	73,400	80,500	103,400	106,700
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	―	―	―	―
権利確定	61,300	49,700	58,700	―
権利行使	61,300	49,700	58,700	―
失効	―	―	―	―
未行使残	―	―	―	―

②単価情報

	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり 527円	1株当たり 527円	1株当たり 529円	―
付与日における公正な評価単価	1株当たり 215円	1株当たり 279円	1株当たり 359円	1株当たり 521円

3.ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

（1）使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

（2）主な基礎数値及び見積方法

	平成27年ストック・オプション
株価変動性 （注）1	29.8%
予想残存期間 （注）2	4.8年
予想配当 （注）3	1株当たり 7円
無リスク利子率 （注）4	0.07%

（注）1．平成22年10月25日の週から平成27年8月10日の週までの株価の実績に基づき、週次で算出しております。

2．就任から退任までの平均的な期間、就任から発行日までの期間などから割り出した発行日時点での取締役の予想在任期間の平均によって見積りしております。

3．平成27年3月期の配当実績

4．予想残存期間に対応する国債の利回り

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.0%から、平成28年4月1日及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産は533百万円減少（繰延税金負債は807百万円減少）し、その他有価証券評価差額金は721百万円増加し、法人税等調整額は328百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は253百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	1,195 円 70 銭

なお、１株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	62 円 84 銭
潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	54 円 31 銭

なお、１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株 ESOP 信託が所有する自己株式（当連結会計年度 285 千株）を控除し算定しております。